

令和元年度

板橋区新エネルギー及び省エネルギー機器等 導入補助金制度について（事業所用）

【目的】

地球温暖化対策の一環として、温室効果ガスの削減効果が高い新エネルギー・省エネルギー機器等を事業所に設置される方に、経費の一部を補助します。



【要件】

- ① 申請時点において、板橋区内に事業所等を有する中小企業等であり、その板橋区内の事業所に補助対象機器等を自ら使用する目的で設置される方。
(賃貸・使用貸借事業所の場合は、所有者から設置についての同意書が必要になります)
- ② 申請者が、中小企業等(法人又は個人の事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する会社に該当しない会社を除く。)をいう。)であること。
- ③ 前年度の原油換算エネルギー使用量が、1,500kl未滿の事業所であること。
(都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)における指定地球温暖化対策事業所として指定されている事業所の所有事業者及び当該指定地球温暖化対策事業所内に設置する事業所等でないこと。)
- ④ 補助金交付申請時点において、設置工事が完了していないこと。
- ⑤ 法人の場合 法人住民税を滞納していないこと。
個人の事業者の場合 住民税及び軽自動車税を滞納していないこと。
- ⑥ CO2排出量の削減効果等を検証し、結果を報告すること。

【申請期間等】

平成31年4月1日から令和2年1月31日までに、補助金交付申請書等を提出できること。

令和2年3月19日までに、設置完了報告書等を提出できること。

(土日・祝祭日は除きます)

予算枠を超えた場合、申請期間中でも補助金を受けられないことがあります。
また、先着順の受付となりますのでご了承ください。



【補助の対象となる機器等と補助金額】

補助対象機器等		補助金額	
	種類	板橋エコアクション等取組事業者※ ¹	その他事業者
新エネルギー機器等	<p><u>1 太陽光発電システム</u></p> <p>事業用途に供する部分において使用する太陽光発電システムであって、一般財団法人電気安全環境研究所(JET)又は国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。</p>		
省エネルギー機器等	<p><u>2 省エネルギー診断の結果に基づき導入する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器等</u>※²</p> <p>東京都地球温暖化防止活動推進センター、一般財団法人省エネルギーセンター又は区市町村が実施する省エネルギー診断に基づき設置する節電その他の省エネルギーに資する設備・機器等であること。(電気、ガス及び灯油の使用量の削減を伴うものに限る。)</p>	<p>設置に要する経費の20% (上限 1,000,000 円)</p>	<p>設置に要する経費の20% (上限 500,000 円)</p>

※¹ 板橋エコアクション等取組事業者とは、板橋エコアクション2008の活動確認、ISO14001の認証又はエコアクション21の認証・登録の事業者です。

※² 東京都地球温暖化防止活動推進センターで実施している『省エネアドバイス』(小規模な事業所にあたります)も、区の省エネルギー機器等の補助の要件である省エネルギー診断にあたります。

※³ ※² は、省エネルギー診断の結果による、改善提案に沿った設備・機器等の改修かつエネルギー使用量の削減効果がある設備・機器等が対象となります。

具体例としては、省エネ型空調機への更新、蛍光灯からLEDへの更新となります。

導入予定の設備・機器等の工事内容が、補助の対象になるか事前にご相談ください。

《 省エネルギー診断の申込先 》

診断を申し込む団体の連絡先です。診断費用は、無料となっております。

なお、①の省エネルギー診断は、板橋区からも申し込みができますので、ぜひ、お問い合わせ、ご相談ください。

①過去1年間の原油換算エネルギー使用量が1500kl未満の事業所(東京都内)

「東京都地球温暖化防止活動推進センター(クール・ネット東京)」

TEL03-5990-5087

HP:<http://www.tokyo-co2down.jp/>

②中小企業および過去1年間の原油換算エネルギー使用量が100kl以上1500kl未満の工場・ビル等の施設が対象(全国)

「一般財団法人省エネルギーセンター」

TEL03-5439-9732

HP:<https://www.eccj.or.jp/index.html>

- ★ 補助金交付申請書は、板橋区のホームページからダウンロードできます。
- ★ 各機器等については、規格等に基準があります。基準を満たさない機器等には、補助金が交付されません。
- ★ 「設置に要する経費」とは、機器等本体、部材、架台の購入及びこれらの取り付け工事に関する費用であり、機器等の運転に直接必要のない付属品やオプション品などは除きます。
- ★ 交付申請額は1,000円未満の端数を切捨てた金額になります。
- ★ 同一年度内での申請は、各機器等1回までとなります。
- ★ 提出書類に押印する印鑑(代表者印)は、すべて同一のものをご使用ください。また、スタンプ印は使用しないでください。
- ★ 申請書等の作成にあたっては、鉛筆・消せるボールペン・修正液等は使用できません。
- ★ 申請内容に変更がある場合は、工事完了前かつ申請書に記載した完了予定日前までに、変更届の提出をお願いします。
- ★ 設置完了後、速やかに完了報告書等の提出をお願いいたします。
- ★ LED照明器具への改修工事については、器具全体の交換又は既存のランプからLEDランプへの交換(配線工事を伴いかつ、安全性を確認できたもの)が補助対象となります。光源(ランプ部分)のみを交換するLED照明器具への更新は、補助の対象外となります。
- ★ 既存の器具の用途(誘導灯及び非常用照明器具)を変更せず、法令の規定等に適合する器具へ交換する場合に限りです。
- ★ 事業所用の補助対象機器等は、東京都で行っている補助金との併用ができない場合があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。
- ★ 省エネルギー診断の申込みから報告書がお手元に届くまでの目安は、約2ヶ月半になります。当補助金制度の「省エネルギー診断の結果に基づき導入する導入その他の省エネルギーに資する設備・機器等」を検討されている事業所様は、設置完了にあわせ省エネルギー診断の申込みをお願いします。

(例)7月に空調設備更新工事を検討している場合の流れ(省エネルギー診断未実施の場合)

- 4月初旬 省エネルギー診断の申込
- 5月初旬 事業所へ派遣相談員が訪問
- 6月中旬 省エネルギー診断報告書の受領
- 6月下旬 空調設備更新工事及び補助金の申請

★★★ 担当・問合せ ★★★

板橋区 資源環境部 環境政策課 脱炭素社会推進係

(区役所北館7階 12番窓口)

〒173-8501 東京都板橋区板橋二丁目66番1号

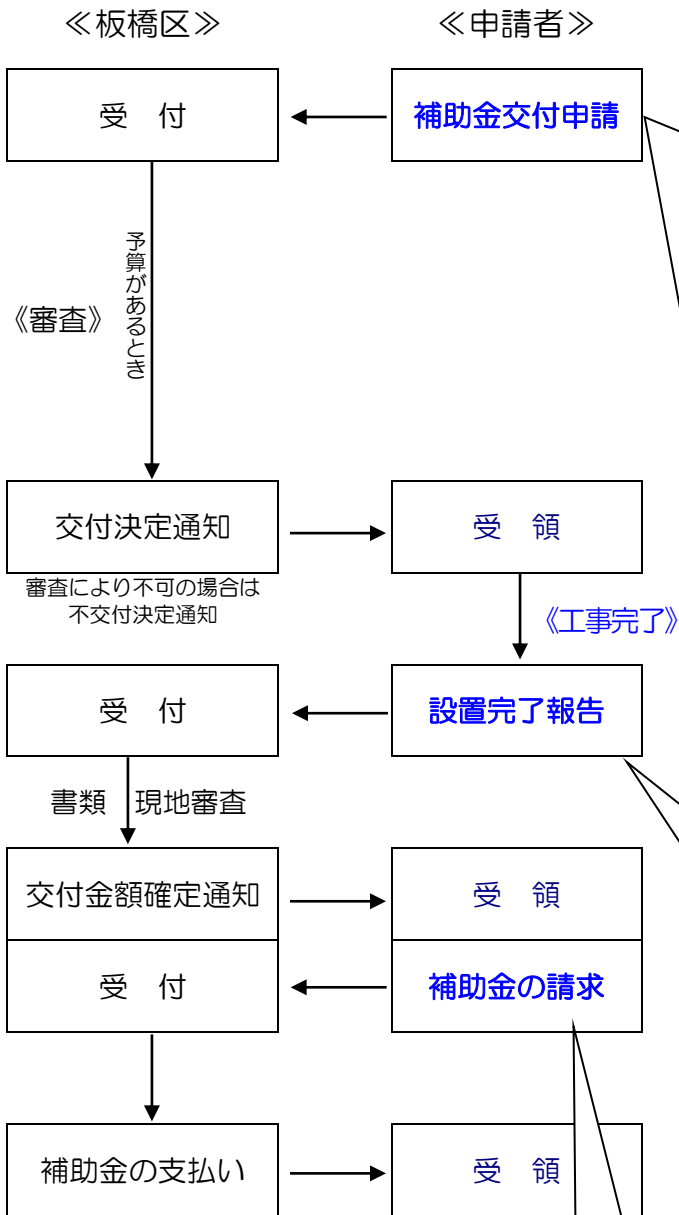
電話：03-3579-2596 FAX：03-3579-2589

ホームページアドレス

http://www.city.itabashi.tokyo.jp/c_kurashi/035/035062.html

…手続きの流れ…

…提出する書類…



◎: 必須書類
○: 必要に応じて提出していただく書類

【補助金交付申請】

- 補助金交付申請書(第1号様式乙)
(申請書は2ページありますのでご注意ください。)
- 添付書類
 - ◎個人の場合は、直近の住民税納税証明書、軽自動車税納税証明書又は同非課税証明書
(発行後3ヶ月以内)
(板橋区に納税義務がある方で、納税状況の確認を区が行う「区税納付状況調査に関する同意」に同意いただいた方は、これらの証明書は不要です。)
 - ◎法人の場合は、直近の法人住民税納税証明書
(発行後3ヶ月以内)(東京都の場合、法人住民税になります)
 - ◎機器等の設置に係る見積書とその内訳書の写し
 - ◎機器等の形状、規格、仕様等がわかるパンフレット、省エネ診断報告書等の写し、安全等確認書等
 - ◎各機器等の設置場所等が分かる資料
(図面・既存の写真等)
 - ◎中小企業等であることを証明する書類
(登記事項証明書、確定申告書の写し等)
 - ◎建物の登記簿謄本等(発行後3ヶ月以内)
(建築物を使用していることが確認できるもの)
 - ◎前年度の原油換算エネルギー使用量が1,500kl未満の事業所であることを証明する書類。
 - 太陽電池モジュール配置図・単線結線図
(太陽光発電システムのみ)
 - 所有権者の同意書(賃貸・使用貸借事業所の場合)

【設置完了報告】

- 設置完了報告書(第8号様式乙)
- 添付書類
 - ◎機器等の設置に係る領収書とその内訳書の写し
 - ◎機器等の設置状態を示す写真(施工中・施工後)
 - ◎補助対象機器等設置に伴う、事業所ごとのCO2排出量の削減効果等の検証資料
 - 太陽光発電システムについては、電力会社からの「電力受給契約申込書控え」の写しを提出してください。
「電力受給契約申込書控え」の写しで審査要件を確認できない場合、初回の検針票「購入電力量のお知らせ」の写しの提出を求めます。

【補助金の請求】

- 補助金交付請求書(第10号様式)
- 口座振替依頼書(区所定の様式)

